一般　こども支援ネットワークの実現を

渥美　嘉樹（全誠の絆）

今回は、菊川で令和6年に設置される「こども家庭センター」を中心に「子育て世帯にとって必要なサポートなどを一元的につなげる支援ネットワークを構築すべき」「子どもの多様な居場所を構築すべき」という立場で質問をいたします。

Q　こども家庭センターにおいて、支援ネットワークをどのように構築するか。

A　センターを中心として、新たな相談窓口体制、サポートプランを活用した支援機関同士の連携強化、支援機関が持つ支援策の充実を図り、より効果的な支援ネットワークの構築に努める。

Q　こども家庭センターは、民間団体と連携し、多様な家庭環境に関する支援体制の充実強化を図るための地域支援開拓を新たに担うこととされている。資源開拓の方針を伺う。

A　家庭の状況は多様化しており、ニーズも多岐にわたっている。今後は、新たな事業として、訪問による家事支援等、民間団体を活用した支援事業にも取り組んでいく。

Q　改正児童福祉法において、学校や家以外の子どもの居場所支援として児童育成支援拠点事業が新設される。この事業の実施方針を伺う。

A　子どもの視点に立った居場所をさらに開拓していくため、まずは、居場所を提供することとなる団体、関係機関との協議から進めていく。

他に「病児保育の実現を」、「こどもの遊び場の実現を」について質問しました。

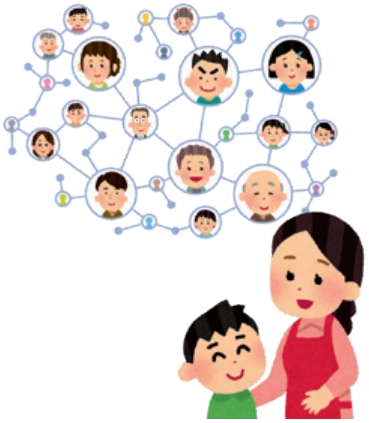

議会豆知識

「専決処分」

本来、議会で十分話し合って から意思決定しなければならない案件（事件ともいいます）が発生した際、例外的に**議会に代わって市長が意思決定すること**です。

専決処分を行う場合には、2種類あります。

1つ目は、**時間的に議会の招集を待てない場合**です。

議会の招集とは、全議員に一定の日時・場所へ集合することを要求することです。議会の招集から、議決（議員が話し合い意思決定すること）までには時間がかかります。

大雨や台風による災害復旧のための応急措置や、国の交付金措置を急がなければいけない場合など、議会の招集、議決を待てない緊急の場合、専決処分が行われます。

この理由で専決処分をした場合、議会への報告と、議会の承認の両方が必要です。

2つ目は、**あらかじめ指定（委任）している専決処分**です。

この場合、議会への報告は必要ですが、あらかじめ指定している内容なので承認は必要ありません。

菊川市では、1億5000万円を超える工事は議会の承認が必要ですが、その契約金額が変更になる場合、100分の5に相当する金額（1000万を超える場合は1000万円以内）の範囲内において締結すること、市営住宅の管理運営に関することなどが、市長専決処分事項に盛り込まれています。

この内容は、「地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定について」で定められています。